

(博士論文の要約)

古代地域社会と年齢秩序—人口・集団・土地支配—

田中 禎昭

本論文は、7世紀から9世紀にかけての古代地域社会に焦点をあて、その構造について年齢（世代）原理およびそれに基づいて構成される年齢（世代）秩序という、従来、ほとんど注目されることのなかった視点からの解明を試みるとともに、それに対して律令国家がいかなる支配構造を生み出したのかという問題に、戸籍（人身）支配と土地支配の両面からアプローチすることを目的としたものである。以下、各章の内容を要約し、本論文の成果と課題を提示する。

序章 古代地域社会研究の方法的課題

序章では、石母田正が提起した在地首長制論以来の古代地域社会論の研究史を整理し、その成果と課題を提示するとともに、問題の究明の上で、今日、いかなる「知の枠組み」が理論的な基礎たり得るのかという点について検討を試みた。

今日の古代地域社会研究の土台を構成する在地首長制論（石母田正・吉村武彦）・村落首長制論（吉田晶・関和彦・大町健）・農業共同体論（小林昌二）・国家的奴隷制論（鬼頭清明）という1970～80年代に提起された諸理論は、下部構造＝生産関係が土台となり階級関係と国家を規定するととらえる点で共通した特徴をもち、そこには社会構成体論という「戦後古代史学」を規定し続けた「知の枠組み」が貫徹している。その代表的理論である（在地・村落）首長制論は一次的生産関係を（在地・村落）首長一民（戸・家）というタテの支配—従属関係のなかに見いだす言説であったため、地域住民相互のヨコの集団結合はその日常生活諸機能の存在が指摘（関和彦説）されることはあっても、自立性の乏しい首長制「内部」の問題としてネガティブに評価された。実は、こうした地域社会住民相互のヨコの集団結合を評価し得ない論理構造は、「村」＝「集落共同体」を首長制内部の問題として位置づける石母田・在地首長制論の中にすでに胚胎されており、その後の（在地・村落）首長制論者に継承された問題であった。さらに首長制論を批判し、「村」の集団結合の相対的自立性を評価する見解（小林昌二説）においても、その（政治的）自立性の論証は村落首長が国家により公的に位置づけられた存在であったことに求められ、それは「村」の集団組織ではなく村落首長の自立性の評価にとどまり、結局、古代地域社会住民相互の集団結合の歴史的位相は不明確なまま現在に至っているのである。

一方、双方制社会論は、家族・親族構造研究の側面から、首長一民（イヘ）のタテの支配・従属関係にとどまらない、地域社会の結合紐帯・内部構造を問題にした研究として画期的なものであった。本論文も双方制社会論に基づく成果を積極的に継承するものであるが、そこには課題も残されている。すなわち双方制社会論は、大きく「合同家族」（世帯グループ）を地域社会に認める説（吉田孝）と、それを認めず「母・子+夫」の流動的小家族のみの存在を認める説（関口裕子）に分かれるが、いずれも地域社会を血縁・地縁関

係に片寄って議論しすぎており、血縁・地縁以外の共同体的紐帯の存否やその内容が明らかにされていない。

また近年は、上述した諸潮流とは異なる、古代地域社会研究における新たな研究動向も生まれつつある。その代表的研究者は義江明子、坂江渉、今津勝紀であり、三氏の研究のプロブレマティックを整理することで、課題とともに本論文が継承すべき方法的視点が見えてくる。すなわち、①今津が取り組んでいる「生存」条件・ライフサイクルに注目した地域社会研究の視点と統計学を用いた新たな史料分析法、②義江による“家族”を共同体の基礎単位として「実体」化せず、地域社会を共同諸機能を分担する多様な諸「関係」の累積としてみる視点、そして③坂江の生産関係だけでなく「日常性」的諸関係も地域社会構造を規定する主要な要素とみる論理は、異論もあるが、生産関係を地域社会の土台・規定性をもつ本質として重視してきた「戦後古代史学」の限界を乗り越える、新たな理論的可能性をはらむ最良の成果と評価できる。

以上の研究史整理の結果から、A 地域社会の住民相互が構成する多様な集団結合とその共同諸機能について、生産関係、政治的支配—従属関係、血縁・地縁関係に限定せず、日常性と生存に関わる存在形態を解明する、B 各々の集団結合と各レベルの首長との関係を土地所有と生産関係から意味づける社会構成体論という「知の枠組み」を前提とせずに把握していく、という2つの課題が提示されることになる。

これらの課題に取り組む上で、注目される「知の枠組み」の第一は、近年、ポストマルクス主義の論客として注目を集めている、シャンタル・ムフ、エルネスト・ラクラウによる言説形成体／ヘゲモニー論である。グラムシの理論的系譜を引くムフ、ラクラウは、フーコー・デリダのポスト構造主義的言説理論を取り入れ、社会構成体概念だけでなく、生産関係・経済を社会構造を規定する最終審級とみる史的唯物論の基本的な枠組みを放棄し、言説による社会構築理論を新たに提示した。ムフ・ラクラウによれば、階級の統一性は、生産・所有関係によっておのずから生まれるものではなく、諸個人・諸集団の闘争の過程で、ヴィトゲンシュタイン（言語ゲーム理論）のいう意味での言説によって生み出されるものであり、生産関係もそれによって構築されると考えられる。つまり古代地域社会論の課題と方法との関係でいえば、生産関係以外のいかなる集団諸関係であっても、諸条件の重なりにより、その集団結合を構築する言説が社会編製の指導的な力となり得る可能性を秘めていることになる。したがってここから、首長制的な（生産）関係に限られない、経済・政治・宗教・思想・生活など多様な諸側面において構成される古代地域社会の諸要素・諸集団を析出し、それら諸要素・諸集団が律令制という言説秩序に、なぜ、いかなるプロセスを経て、どのようなかたちで編制されたのかという問題が、重要なテーマとして浮上してくることになる。そしてこのテーマへの取り組みを通して、最終的に生産関係論に収斂される傾向を持つ石母田以来の古代地域社会論＝「戦後古代史学」のプロブレマティックを相対化し、本論文が析出する地域社会の集団結合と律令国家の関係について、新たな理論的評価が可能になると考えられる。

言説形成体論と並ぶ、第二の導きの糸は、社会・文化人類学と民俗学の分野で研究が進んでいる、性・親族関係と並ぶ社会的結合原理としての年齢（世代）／年齢集団に関する理論である。特にH・クノーに始まる世代階層制社会論は、双方的親族関係にもとづく日本古代の地域構造をとらえる上できわめて有効な理論的枠組みと考えられる。鳥越皓之に

よれば、世代階層制は H・クノーの親族組織研究の中で生み出され、江守五夫によって日本に紹介されたカテゴリーである。世代階層とは原初的に親族関係を規定した年齢階級を指す。たとえば生みの父・母ではなくても、その同世代者が一つのホールドのなかで父・母と呼ばれるように、祖父・父・息子などの世代呼称で表現された年齢階層が世代階層である。一方、マードックは、地域内婚制により共同体自体が一つの血縁集団とみなされ、双系制と世代階層制を基底原理とする共同体を <deme> 共同体と定義する。こうした共同体では、親しい付き合いのある関係が血縁的な親族に限定されず、労働や儀式などを共同で営む、双系（方）の親族と友人がほとんど区別されない親密な同世代集団が形成され、これを鳥越は世代階層制社会に特徴的な「朋類関係」と位置づけている。以上の特徴をもつ世代階層制社会論および「朋類関係」論について、本論文では、特に第Ⅱ部で析出・検討した古代地域社会の年齢集団（「ヨチ」「ドチ」）の性格を解明する上で、重要な手がかりを提供するものと評価している。

以上、序章では、古代地域社会研究の課題に取り組む上で、言説形成体論と世代階層制社会論が有効な「知の枠組み」になり得る可能性を、研究史の整理を通して提示した。

第Ⅰ部 編戸形態と年齢原理

第一章 古代戸籍に見る年齢人口分布と災害・飢饉・疫病

8世紀の戸籍・計帳は、古代地域社会の人口構造を把握できる希有な史料群ではあるが、いずれも単年度のものであるため、そのままのかたちでは、継続的な人口変動を明らかにできない。また登録年齢データの質や正確性についても、いわゆる偽籍の存在から信憑性に疑いが持たれている。こうした戸籍の史料的限界を克服するため、W. W. フェリスと今津勝紀は、人口統計学的方法を駆使し、異なる方法に基づいて戸籍の年齢別人口分布の傾向の数量的な解析を試みている。本章では、フェリス、今津による人口分析理論を検証し、大宝二年（702）御野国戸籍、養老五年（721）下総国戸籍にみる年齢別人口値のデータの質（正確性）を再評価した上で、新たな戸籍の人口分析法を提示し、その方法に基づき戸籍・人口分布の特徴を析出した上で、環境史的視点からその背景の解明を試みた。

まず戸籍データの質の評価では、フェリスの指摘するとおり、大宝二年半布里戸籍がもっとも良質な戸籍と評価できる。特に、半布里以外の戸籍は、性別人口比率の不正確性が際だっており、男女別々の人口推計は困難であると考えられる。しかし、戸籍の不正確性は人口登録の欠如を示すものではなく、登録自体は行われているが、一部の男性を女性として申告・登録した偽籍や、実際の年齢ではない年齢で登録した年齢累積（年齢集積）に起因するものと考えられる。フェリスの見解と大きく異なる点は、大鳴郷戸籍データの評価であるが、同戸籍は半布里戸籍よりも年齢累積率が低く、男女総数であれば年齢別人口分布の登録範囲・正確性は高まると予想される。

一方、今津は、半布里戸籍の年齢値と人口値の相関性を回帰分析により作成した3次多項近似曲線によって示し、それを通して生存率・死亡率・平均余命などの人口値を明らかにしている。この年齢人口構造の回帰分析という今津の方法は、年齢条件に規定された人口分布予測の試算においても有効な方法と考えられる。回帰分析により作成される人口近

似曲線上の数値は、年齢別人口の安定的な予測値を表しており、予測値と実数との残差の比較により、異常な人口変動を反映する人口値を統計的に抽出することが可能になる。そこで近似曲線上の予測値を大きく超えた異常な人口減少を残差分析によって抽出し、その形成要因について探るという新たな戸籍分析方法論を構築した。

以上の方法的考察に基づき、まず半布里・大嶋郷両戸籍にみる人口減少要因を環境史的視点から具体的に検討した。まず両戸籍の登録期間が重なる638年～702年の期間について『日本書紀』（以下『紀』）『続日本紀』（以下『続紀』）上の災異記事を抽出すると、両戸籍とも標準化残差 -1.0 以下の異常な人口減少が共通して見られる年に集中しているという事実が判明した。またそれ以外の年では、災異記事が見える割合がきわめて少ないという逆の事実も指摘できる。したがって特定年齢者の戸籍登録人口の減少には、コーホート出生年（1歳）において起こった災異が強く影響していること、第二に『紀』『続紀』の災異記事の有無は、天人相関思想の影響を受けつつも、かなりの程度、史実を反映している可能性が高いと考えられる。

次に、大嶋郷戸籍から702年～721年の20年間を分析すると、当該期間の負の残差はそれ以外の時期に比べ著しく拡大しており、この間に生まれた1歳・コーホート人口が連続的に減少している事実が確認される。特に戸籍人口の減少が著しい年度には、『続紀』の災異記事から下総周辺に疫病や災害・飢饉が生起している事実が確かめられる。この点から、当該期間の連続的な災異の発生が抵抗力の弱い乳幼児人口を減少させ、それが大嶋郷戸籍における負の残差の拡大と安定した人口曲線の歪みを生み出している可能性が高いと指摘できる。

以上の検討結果から、下総国戸籍における若年年齢人口比率の低さの問題を人口登録範囲の狭さというデータの質の問題に還元するファリス説は成立しないことが明らかになった。つまりそれは、8世紀初頭の災害・飢饉・疫病の多発による乳幼児死亡率の高さが生み出した、若年年齢層の実態的な人口減少の反映であったと考えられる。そしてその背景には、8世紀初頭の日本と朝鮮半島を含む、東アジア広域に広がる未曾有の環境危機があった。700年前後から720年頃までに訪れた「古墳（万葉）寒冷期」最後の急激な寒冷化は、寒冷多雨を基調とし、単年度で見れば長雨と旱魃が繰り返される不安定な気候現象として現れ、災害・飢饉・疫病を連続的に発生させる引き金となった。その結果、もっとも抵抗力の弱い乳幼児の死亡率が高まり、若年人口の激減という危機的状況を生み出したと推察される。

したがって、本章の分析結果は、私たちに意外な歴史像を提示する。それは、日本の律令国家が生産力の発展と開発の拡大というポジティブな条件下で成立したのではなく、逆に災害と疫病に見舞われ続けた、極めてネガティブな時代の所産であったという事実である。700年前後に確立したとされる戸籍制度、課税システムそして班田制という律令制的民衆支配体制は、こうした「危機の時代」に生み出されていたといえるのである。

第二章 古代戸籍にみる人口構造と年齢累積

年齢累積（年齢集積）とは、人口調査の折に被調査者の年齢が明らかにならない場合に、調査者がたとえば一〇歳、二〇歳・・・などのきりの良い年齢に該当者を当てはめて登録し

た結果、一定の年齢にのみ人口が積み重なった状態が出現する現象を表す概念である。

本章は、第一章で構築した人口回帰曲線の残差分析という方法に基づき、半布里戸籍、大嶋郷戸籍における年齢累積の規模とそれが形成された年度の統計的検出を試みた。その成果を踏まえ、岸俊男・南部昇・ファリスによる先行研究を再検討し、新たな見解を提示した。

第一に、半布里・大嶋郷両戸籍にみる年齢累積は共通する傾向を示している。まず年齢累積は両戸籍とも岸が指摘する5歳間隔では存在せず、南部が指摘するように1歳・10歳・20歳・・・のように10歳間隔にみられる。また、年齢累積が造籍時に発生するという岸・南部・ファリスの見解はそれ自体誤りではないが、しかし、すべての造籍年次が年齢累積の形成要因となっているわけではないことが、残差分析により明確になった。具体的には、両戸籍では庚寅年籍・大宝二年籍・養老五年籍の3回の造籍だけが、顕著な年齢累積の形成要因となっている。また大嶋郷戸籍では、それに加えて造籍年ではない浮浪・逃亡の括出・隠首の登録励行を指示する格が出された和銅八年(715)に年齢累積の形成が認められる。一方、庚寅年籍・養老五年籍も浮浪・逃亡政策の画期となる年次であることが確かめられ、庚寅年籍は浄御原令制下の最初の六年一造戸籍、大宝二年籍は大宝令制下の最初の戸籍、そして養老五年籍は養老五年籍式に基づく最初の戸籍という画期性も認められる。したがって、年齢累積は造籍自体よりも、むしろ浮浪・逃亡の括出や隠首の登録励行を目標とした政策が施行された年度にだけ、顕著に形成が認められるといえる。つまり、浮浪・逃亡の勘出政策が新たな造籍様式の画期をなす年次に集中的に施行されたことで、特定の造籍年次に年齢累積が集中する現象が生じたものと考えられる。

以上、第一章・第二章により、人口回帰曲線に基づく残差分析という方法に基づく正(+)
の残差、負(-)の残差の試算から、異常な人口増加・減少が特定年齢に集中する事実を明らかにすることができた。前者は浮浪・逃亡の括出・隠首により摘発された人々の実年齢とは異なる登録により発生した年齢累積、後者は災害・飢饉・疫病の連続的発生による実態的な年齢人口の減少という説明により、その要因を合理的に解釈することができる。このことは、逆に言えば、男女総数の分析であれば戸籍上の特定年齢に集中する正と負の年齢累積を除くことで、回帰分析に従えば、年齢別人口分布を適正に予測できるという事実を表すものとなっている。この点は、大宝二年(702)半布里戸籍、養老五年(721)大嶋郷戸籍に登録された年齢データの相対的な正確性を意味している。以上の戸籍年齢データの質的評価は、戸籍の年齢および人口データを扱う前提となるものであり、ここで析出された論点を踏まえ、親族呼称と年齢分布との統計的相関性という別角度からの分析により、当該期の社会構造に年齢原理がいかに機能したのかという課題に取り組んだのが次の第三章である。

第三章 古代戸籍と年齢原理—編戸の統計学的検討

第三章は、本論文の中核をなす論考で、編戸に貫徹する年齢原理を析出し、地域社会に存在した年齢(世代)階層的秩序と国家による戸籍編制とがいかに関わっていたのかという問題について、養老五年(721)下総国戸籍にみられる親族呼称と年齢との相関性の統計学的分析により解明を目指したものである。

まず養老五年大嶋郷戸籍においては、編戸の論理として、男女ともに40・41歳を境界年齢とする年齢原理が貫徹していることが明らかになった。それは、41歳以上の世代が地域社会の監督・指導者となり、40歳以下の世代がそれに従属するという、世代階層的な年齢原理にもとづく指揮・服従の秩序を意味しており、そうした秩序を基本原理として編戸がなされていった事実を表している。40・41歳を境界年齢とする説は、古代人口論、家族論、王権論の各レベルですでに提示されており、それらを踏まえると、40・41歳は、乳幼児（5歳まで）を超えた全世代の平均死亡年齢であるとともに、「老」に入る境界年齢であったことが明らかである。つまり40・41歳以上の男女を地域社会の監督・指揮者とする論理とは、とりもなおさず、5歳以上・平均死亡年齢を超えた「老人」世代による、それ以下の世代の指導・服従の秩序を意味している。

次に、年齢原理に基づく編戸の方法を男女それぞれに即して整理すると、まず男性の場合は、41歳以上の者を原則として戸主に優先的に任用し、そのもとで直系ユニット（戸主＋「妻」「妾」―「男」「女」）を基本単位とする戸が編成されたことが知られる。それは、41歳以上の年齢層の中から、60代以上→50代・40代という年齢階級の上の世代から順次、戸主を任用していくという方法をとるもので、戸主にならなかった41歳以上の男性で戸主直系卑属＝「男」として編成された者は一人も存在しなかった。それは、「男」は直系尊属である父・母に従属する40歳以下の世代に属する地位呼称であり、したがって地域社会の指導的世代に所属する41歳以上の年長男性を「男」と位置づけるのは矛盾であったからにはかならない。41歳以上の男性で戸主とならなかった者のほとんどは、配偶者や直系卑属「男」「女」が極めて少ないか、一人もいない者で、そのため年長者の傍系戸口か寄口とならざるを得なかった人々であると考えられる。

一方、戸主には21歳から40歳までの年齢層に属する者も存在したが、彼らは平均死亡率に規定され、41歳以上の年長者だけで戸の定数枠を満たすことができなかつたため任用されたにすぎない。その任用の契機はおもに年長戸主の死亡に起因したものであろう。しかし40歳以下の世代の戸主は、若年で戸の統率に適さないとみなされていたため、上位尊属による下位卑属の世代間指導・監督ができない傍系親族を寄せ集めた戸が、若年戸主のもとに編成されることになった。そして、その代わりに上位世代の年長尊属＝「母」「庶母」「姑」が若年戸のもとに後見人として同籍されたのであった。

女性の場合は、やはり男性同様に、原則として40歳までは服従の世代である直系卑属「女」として位置づけられ、41歳以上になってはじめて戸主とならぶ地域社会の監督・指導的立場にある地位が与えられた。戸籍上、その地位呼称は「妻」「妾」「母」「庶母」「姑」の親族呼称で表現されている。その意味で、それらは単なる戸主との続柄を表す呼称ではなく、同時に社会的ステイタスを表す概念であった。またそれらの地位は、戸主とまったく同様に、60代以上→50代・40代という年齢層の上の世代から順次、付与されていることが年齢階級別分布の統計的傾向から確かめられ、そこに年長者優先の原則がみてとれる。

また「妻」「妾」「母」「庶母」「姑」の地位呼称は、戸主との関係にも規定されており、そこにも年齢原理が貫徹していた。まず「妻」「妾」は、戸主が41歳以上で年長になるほど多くなるという統計的傾向が見られ、戸主の配偶者に機械的に付与された単なる親族呼称ではなく、年長戸主のペアとして「戸政」を統括する役割を与えられた地位呼称で

あった。「妻」と「妾」の違いは、「妻」が「家刀自」に相当する主たる「戸政」の分掌者であり、「妾」はその補助者として位置づけられていたと推察される。

そして「妻」の最年長所生子が「嫡子」であった。「嫡子」は、原則として41歳以上の年長戸主の指導下に置かれている14・15歳以上の成人の「男」の中から選ばれたが、その理由は、「嫡子」に対して、年長戸主と「妻」のペアを支える「戸政」の補助者としての役割が期待されたためであると考えられる。

一方、「母」「庶母」「姑」は、40歳以下の若年戸主の後見人として「戸政」を担当する役割を付与された戸主の年長尊属女性を意味した。「姑」という傍系尊属が「母」「庶母」という直系尊属と並行して現れるのは、「姑」が実母とならば、若年戸主の擬制的な「オヤ」とみられていたためではないだろうか。それは、実母とならば叔母などの傍系尊属が「ミオヤ」となり、40歳以下の若年ゆえに皇位を継承できない有力皇子（大兄・王弟・皇太子）を後見するという7・8世紀の王権構造との比較から類推できることである。

大嶋郷戸籍の統計的分析から析出した40・41歳を境界年齢とする世代間の指導—服従の論理＝年齢原理は、まさに当該期における王権の構成原理そのものと極めて似通っている。その類似については、養老五年籍式という新たな造籍式を通じて、支配層にみられる世代原理に基づく双方向的直系親族組織を房戸単位に浸透させる政策が生み出したものではないか、という推測が可能である。また養老年間に励行された養老思想の浸透政策が、大嶋郷戸籍における際だった老人世代重視の編戸方針を成立させたとも考えられるが、これらの論点は他戸籍との比較によってさらなる究明が必要となるだろう。

残された課題は、大嶋郷戸籍の編戸に貫徹する年齢（世代）原理が、支配層の側から地域社会に浸透させようとした社会理念なのか、あるいは社会構造に根ざした地域秩序なのか、という問題である。それについては戸籍の分析だけでなく、幅広い史料から地域社会の年齢（世代）原理を追求していくなかで解明していく必要があり、本論文ではその一端を以下に述べる第Ⅱ部の各論で提示した。

補論 大嶋郷戸籍における乳幼児・子どもの編戸形態

補論では、第Ⅰ部第一章・第二章で論じ残した、戸籍にみえる乳幼児および子どもの存在形態を取り上げ、それらの編戸と年齢原理との関係について、養老五年（721）下総国葛飾郡大嶋郷戸籍を分析対象に取り上げ、検討した。

大嶋郷戸籍における親族呼称と年齢の相関性に注目すると、5～6歳の「妹」2例を除くと、7・8歳～16歳までの間に、同世代者・子世代者の若年世代傍系親族呼称が戸籍上に出現し、4歳以前には傍系親族呼称は登場していないことが理解される。直系親族呼称に注目すれば、戸籍上、1歳～4歳（または5・6歳）までの間に登場する親族呼称は、男女の子世代者・孫世代者直系親族呼称だけなのである。この点から、5歳～6歳（または7・8歳）に至るまでの乳幼児は、なぜ「妹」「弟」「従兄弟」などの傍系親族呼称として表現されず、「男」「女」「孫」などの直系親族呼称として登場するのか、その背景は何かという問題が提起される。

先学の指摘のとおり、「妹」「弟」などの傍系親族呼称の付与は、戸主との同居・別居の区別や彼・彼女らの既婚・未婚の有無とは無関係である。そこで家族の実態とは無関係

に、編戸の要請から戸主との関係にもとづいて機械的に親族呼称を付しているようにも見える。しかしそうだとすれば、1～4歳の乳幼児にも「妹」「弟」などの傍系親族呼称が付与されても差し支えないはずであるのに、直系親族呼称に限定されるという事実には、しかるべき意味が存在すると考えられる。

背景として考えられる点として、第一に、乳幼児の戸主として年齢に近い若年かつ未婚の戸主が存在しなかった事実が想定される。確かに大嶋郷戸籍の戸主は21歳以上の者から任用されているので、戸主の「弟」・「妹」として低年齢の乳幼児が現れる確率は低くなる。しかし、8世紀における男性の婚姻最低年齢はおおよそ15歳と想定され、兄弟姉妹における20歳以上の年齢差は生物学的にも可能であり、またすでに指摘されているように再婚が頻発する古代社会では、戸主との年齢差の大きい乳幼児の弟妹がいても不自然ではなく、この解釈は断案とはいえない。

したがって第二の論点、すなわち乳幼児の続柄は父母・祖父母との関係のみで表示する戸籍表記上の原則が存在したという解釈が有力な考え方として提示できる。これは、4歳（または5・6歳）までの乳幼児は父母・祖父母の直系親族の存在する戸への付貫を原則とし、5・6歳（または7・8歳）以上の世代になって初めて直系親族・傍系親族双方の戸に付貫することが可能になるという編戸原則の存在を示している。つまり5・6歳（または7・8歳）以上の子ども世代は、戸主が父・祖父を含む直系親族か兄弟などの傍系親族であるか否かを問わず、原則として戸主による把握を優先し（戸主の論理）、1～4歳の乳幼児の世代は、戸主が傍系親族の場合、戸主以外の父・母を媒介とすることにより、始めて戸主を通じた人身把握が可能になったのである（父・母の論理）。編戸においては、乳幼児・子どもの世代が、5・6歳（または7・8歳）を境界年齢として、それ以後と以前の2世代に論理的に区分されているといえる。

このような編戸における若年年齢層の親族呼称の現れ方は、何を物語るのでしょうか。

まず国家の支配制度の側面からは、班田収授制との関係が問題になる。口分田の班給は戸主を通して行われる。これは班田収授が、6歳以上の子どもについては親とのつながりという家族秩序ではなく、戸主の権限を通して行われる事実を意味している。つまり、6歳以上の男女は班田収授に関わる戸主の「戸政」の管轄下に置かれているため、扶養者である直系親（父・母）が戸主ではない場合は、近い傍系尊属（兄など）戸主のもとに付貫する必要が生じるのである。したがって、戸主による「戸政」の管轄下に直接入るか（6歳以上の子ども）、または戸主の把握は親を介した間接的なものとどまるか（5歳以下の乳幼児）という峻別が、編戸における戸主の論理・親（家族）の論理の違いを生み出していると指摘できる。

また地域社会にみられる年齢原理との関係も指摘できる。第Ⅱ部では、古代社会の実態的年齢秩序を論じ、7・8歳頃以上のワラハの世代以後、社会的分業の一翼を担い、親の扶養の下から部分的に離れ、共同体の正式な構成員として認知されたことを指摘した。親よりも戸主との関係を優先して人身把握が為される年齢層と、共同体の正式な構成員として認知される年齢層は、ごくわずかな例外を除き、ほぼ重なりを示している。1～4歳（または5・6歳）の乳幼児が戸主よりも父・母との関係で把握されるのは、当該年齢の乳幼児が、共同体機能の分掌及び戸主の「戸政」の及ぶ範囲の外部にあり、もっぱら父または母の直接的指導下に置かれた社会的実態を反映しているためと考えられる。それは戸籍にみ

る親族呼称が、編戸の都合により無秩序かつ擬制的に戸に編成した個人と戸主との関係で便宜的機械的に決定されたものではなく、大嶋郷地域社会の年齢秩序の実態と、それに即応した戸籍登録の仕組みを如実に反映していることを示している。

第Ⅱ部 古代村落の年齢秩序

第一章 「ヨチ」について—日本古代の年齢集団 I—

第Ⅱ部では、地域社会の年齢（世代）秩序の内容・特徴を分析し、その性格の解明を試みた。本章では、そもそも7・8世紀の地域社会に年齢集団は存在したのか、存在したとするのならば、その形態及び古代の特徴はいかなるものであったのかという問題について、『万葉集』に現れる「ヨチ」という言葉とその関連史料の検討を通して取り組んだ。

「ヨチ」が史料テキスト中に現れるのは、8世紀における地域社会の実態的な世代区分を示した文脈においてである。そこで、まず当該期における世代区分について髪型を指標とする世代標識を手がかりに整理していくと、8歳以上の切髪の子ども世代を「ワラハ」（男女とも）、男性15歳、女性13歳以上の結髪・放髪を変態する婚姻可能世代を「ヲトコ」「ヲトメ」、41歳以上の老人世代を「オキナ」「オウナ」に区分していたことが理解される。このうち「ヨチ」は、「ワラハ」の世代、および「ヲトコ」「ヲトメ」の世代に年齢の近い気の合う者同士が「同心」性をもとに結合した同輩者集団であることが確かめられる。またそれは、歌垣・野遊びなどの儀礼の場において婚姻相手を求める行動を共にするとともに、所属する仲間の婚姻承認権を有する「友人」集団であった。「ヨチ」の「同心」性は、実の兄弟姉妹と親族ではない仲間を区別することなく「友」と呼び、また「兄弟」と呼びあう関係に支えられていた。また「ヨチ」は男女別々に形成されるものではなく、気の合う同世代の男女が仲間集団を構築したものであったと考えられる。また「ヨチ」は「サト」（隣里・隣・里）の同世代の仲間から形成されたが、ここにみえる「サト」（隣里・隣・里）とは、村落を「村」や里制の里とは異なる民衆相互が構成するヨコの組織としての側面からとらえられた集団呼称であったと推察される（第Ⅱ部第三章参照）。

「ヨチ」の実態は、社会学・民俗学研究のなかで指摘されている、内婚・双方制社会に見られる世代階層制村落における「朋類関係」に近いものと考えられる。以上、指摘した「ヨチ」の同輩性、同心性、「友」関係、擬制的「兄弟」関係、仲間同士の婚姻互助・承認機能は、すべて「朋類関係」概念と適合的であり、そうした意味で「ヨチ」の正体は「朋類」であったと定義できよう。古代村落社会においては、「ワラハ」「ヲトコ」「ヲトメ」の世代のなかで「同輩性」「同心性」によって結ばれた複数の「朋類関係」＝「ヨチ」が重層的に積み重なり、41歳以上の「オキナ」「オウナ」の老人世代によって監督・指揮されていたのではないだろうか。著名な「儀制令」19春時祭田条にみえる「老者」に飲食を「供給」する「齒をもって座に居る」「子弟等」の実態は、「等」という集団性を示す語からも推測されるように、祭祀の場で年齢順に座した「サト」の複数の「朋類」＝「ヨチ」集団が表されていると考えられる。

以上の考察から、日本古代固有の年齢集団を表す呼称は、『万葉集』中にみられ、世代階層制村落にみられる「朋類関係」を表す「ヨチ」であったと指摘できるのである。

第二章 「友」と「ドチ」—日本古代の年齢集団 II—

かつて石母田正は、「朋友」の倫理が古代日本に受容されなかったという点を前提に、日本古代の共同体の自立の問題を提起した。すなわち、「朋友」の倫理は、儒教の人倫体系たる「信」の一部として古代中国において確立され、自立的で相互に自由な他者として対立する諸個人間の関係であり、尊卑や差別の観念が含まれない対等の人間関係である点を特徴とし、古代中国の家父長的家族の自立が他者同志の個人間の対等な関係たる「朋友」成立の条件であったとされる。それに対して日本の古代社会では、「アジア的共同体」の頑強な残存、すなわち共同体に貫徹する在地首長制の構造に起因する家父長的家族の発展の弱さが、「自然生的共同体」からの個人の自立を前提にしなければ成立し得ない「朋友」の倫理の未受容・未定着の条件となったと位置づけた。本章は、7・8世紀の史料テキストにみえる「朋友」「友」「ドチ」の言説を手がかりに、石母田が否定した日本古代における「朋友」の規範の存在を改めて確認し、それを生み出した社会的基盤について検討を試みたものである。

「友」「ドチ」は、水平的につながるヨコの人間関係を表す語として史料上にみえるが、その中で「オモフドチ」、「同心の友」は同一の存在形態を備えている（そこで以下、「オモフドチ」として統一）。その特性は、次のように整理される。

まずそれは、きわめて近い年齢の者が2人以上の少人数で結びつく同輩者の集団である。その内実を述べれば、ワラハ（約8歳以上の子ども男女）—ヲトコ・ヲトメ（約15・13歳以上の青・壮年男女）—オキナ・オウナ（約40歳以上の老年男女）の世代階層のなかで、ヲトコ・ヲトメ世代に形成される同輩関係であり、また、男女別々に形成され、貴族・豪族層、そして村の有力農民層にまで存在したことが確認できる普遍的な集団関係であった。13～15歳で成人（「成童」）儀礼を済ませたヲトコ・ヲトメたちは、気の合う仲間を見つけ、豪族男性は武器（刀・弓矢）の交換、女性は菜摘み・共食という方法で親友関係を結ぶ（「結友」）儀礼を契機に、どちらかが死ぬまで一生継続関係を締結する。それは「朋友の道」と呼ばれる規範を遵守する人間関係で、求婚行動を共にし、また飲酒の宴に集い、喪葬儀礼では親族と並ぶ親密な関係者としての役割を果たした。「オモフドチ」は、兄弟姉妹やイトコなどの親族や同じ氏族に含まれる血縁者も構成できたが、非血縁者が含まれることにその意義が存在する。その基本的紐帯は、血縁・親族原理ではなく、同年配者という年齢（世代）原理を基礎とし、さらに「同心」性という精神的一体感を共有するという心理的關係に根ざしたものであった。「同心」性は、ヲトコ、ヲトメ双方ともに、「野遊び」の場で、「心を述べる」という儀礼的な実践により定期的に確認される慣行の存在が史料テキストの分析から推察できる。

では「オモフドチ」の性格、そして前章で検討した「ヨチ」との関係は、どのようにとらえればよいのだろうか。すでに「ヨチ」の分析（第II部第一章）で明らかにしたように、7・8世紀の地域社会（「サト」社会）は双方向的・世代階層制村落として定義できる可能性が高く、「ヨチ」は鳥越皓之がトカラ列島社会の検討を通して提唱した「朋類関係」に似通っている。すなわち、「ヨチ」は、オキナ・オウナ世代の監督・指導下にある、同じ「サト」の「ワラハ」「ヲトコ」「ヲトメ」に属する同世代の男女が交じり合って構成する、

「朋類関係」そのものであった。また「ヨチ」は『万葉集』テキストの分析から、「ヨチ」に所属するヲトコ・ヲトメの婚姻承認権を保有する社会集団であったと考えられる。

一方、「オモフドチ」は、その構成人数の少なさ（2人から数人）や「同心」性の強調から、「朋類」である「ヨチ」の中からさらに選び抜かれた、第一の親友といった関係であったように思われる。そして、親友関係締結時の儀礼的行為の存在、男女別々に結成される関係、その内部的結合原理としての「同心性」や擬制的兄弟関係といった特徴は、まさに民俗学者の竹田且が明らかにした「同輩結合」の概念と一致する。「ヨチ」と「オモフドチ」の関係は複雑で予断を許さないが、とりあえず、「朋類関係」としての「ヨチ」から選抜された「同輩結合」として、「オモフドチ」の社会的性格を定義しておく。いずれにせよ、「ヨチ」「オモフドチ」はともに、中・近世に存在した子ども組—若者（若衆）組—壮年（中老年）組—老年組という、いわゆる年齢階梯制にもとづく年齢集団ではまったくなく、双方向的世代階層制村落内に存在した「朋類関係」—「同輩結合」という流動的でインフォーマルな年齢集団として定義されるべきである。

こうした「同心」性を基礎とする国家を媒介としないヨコの水平的人間関係は、特に貴族・豪族層のそれについては律令国家にとり反逆の萌芽を胚胎する存在であり、そのため国家の法認識の中で「朋友」は「党」「朋党」（トモガラ）という反国家的集団として位置づけられ、律令法の中に公的制度として位置づけられなかった。法制史料にそれらがほとんど登場しないのは、そのためである。また儒教的な「信」と係わる「朋友」の倫理を、実の兄弟姉妹・イトコという同世代親族関係に矮小化し、貴族・豪族・農民相互間の国家を媒介しない同盟関係としての「友」関係の形成を親族関係の枠内に抑止しようと試みた。

国家による社会に遍在した「朋友」関係に対する介入は、具体的には編戸を通してなされたと考えられる。第I部で指摘したとおり、編戸は「サト」の男女老人（オキナ・オウナ）を戸主—「妻」「母」「姑」などの監督・指導者として任用し、その直系親族を戸口に編成することで地域社会の世代階層制的秩序に対応しようとした支配制度であった。しかし別の側面からみれば、戸籍は、「朋友」のごとき親族関係を越えた地域社会のヨコの集団関係をタテ割りに分断する役割を果たしていた。この点は「イトコ」概念の時代的推移に端的に表れている。7世紀に親族・非親族を問わず同世代の「朋友」関係を表現していた「イトコ」呼称は、「朋友関係」の戸への分断により「同党」・「従父兄弟姉妹」という同世代傍系親族呼称に矮小化されてしまったのである。

石母田が想定したように、日本古代に中国の「信」の関係秩序が律令国家によって公的制度として位置づけられなかったのは事実である。しかし、それは日本社会に「信」の基盤をなす朋友関係が存在しなかったのではまったくなく、逆に、「ヨチ」「オモフドチ」に代表される日本固有の「朋友の道」の規範が普遍的に存在し、それが律令国家の推奨する儒教的な家族＝戸の内部に押しとどめられることで、公的・政治的秩序として発展することを阻害されたことを意味していたのである。

第三章 古代の「サト」

古代の「サト」をめぐる問題は、従来、律令地方行政制度の郷・里制論を中心に展開されてきた。しかし、史料上には、『万葉集』のほか、ただちにそうした議論の枠組みに収

まり切れない「サト」の事例が数多く存在している（以下、「サト」を漢字表記する場合、五十戸・郷・里制の「サト」を仮に里制の里あるいは「」を付さず里と記し、史料用語としての「里」「郷」と区別する）。しかし今日、『万葉集』の「サト」は集落・「村」を意味する歌語ととらえられており、そのため歴史学の側から地域社会の実態を追求する議論は、里制論・「村」論・集落論の中で展開され、里制以外の「サト」史料を用いた地域社会研究はほとんどない。そこで本章では、『万葉集』の「サト」について、集落・「村」・里を呼称する歌語・雅語とみる通説を批判し、その歴史的性格の検討を通して地域社会研究の新たな可能性を追求した。

『万葉集』の「サト」が見える史料を整理していくと、宮都を表す「サト」の呼称と地域社会内部を表す「サト」呼称、そして里制の里の呼称に分類できる。宮都の「サト」は平城京を「サト」と表現するだけでなく、「田村里」「坂上里」「菅原里」「元興寺之里」「大安寺之西里」「殖槻寺之辺里」「薬師寺東辺里」という宮都内部に実在した地域名として登場する。これらの地域名は里制の遺制でも「村」でもなく、8世紀に機能した平城京内部に存在した法制度上に位置づけられていない実態的な地域区分を表していた。これらの「サト」は『万葉集』の歌中だけでなく、歌語で表す必然性のない題詞・左註や、『新撰姓氏録』『続日本後紀』『日本霊異記』という歌以外の記録にも見えるものであり、里制の里、また雅語・歌語ととらえる見方だけではその本質はとらえられないのである。そこで宮都の「サト」の歌から作歌者である貴族・官人層の「サト」認識がいかなるものであったかを探ると、「サト」の表現は「ミヤコ」との対比において用いられている点が理解される。先学が指摘するように、「ミヤコ」は、天皇の「宮（ミヤ）」を介して天皇と貴豪族層の支配と奉仕の関係が具現する政治的秩序が表象する場を意味する。それに対して「サト」は、貴豪族層が自らの「家」の帰属を確認し、その「家」名の根拠とする地域名であり、日常生活のなかで「家」のナリハヒが成り立つ場として、すなわち「宮」を介したタテの支配秩序を媒介とせずに日常的な生活諸関係の展開する場としての側面から宮都内の諸地域を表現した呼称であった。また、「サト」における天皇を介しない貴豪族層のヨコの諸関係の基礎には、「家」が相互の利益のために「由縁」（ツレ）ある関係を結ぶという集団秩序の形成方式が存在した。「サト」内部の「家」の相互関係は、氏の範囲を超え、また条坊制の枠外にある「里（サト）一家」の秩序として存在したと指摘できる。以上の考察から、宮都の「サト」は歌語や主観的認識の所産ではなく、また里制の里とも「村」とも区別される、生活共同体として実在した実態的な地域的諸集団として把握できる。

一方、地域社会における「サト」については、『万葉集』のなかで「サト」が「男女の恋愛関係の成就を左右する条件として現れる」共通のモチーフをもつ歌群の分析により明らかにできる。すなわち、「サトビト」の「人言」「人目」を詠んだ歌は、異なる「サト」に帰属する男女関係の成立について、歌垣の場での「サトビト」の承認が必要になるという社会慣行を前提に無理なく理解でき、このような婚姻承認の主体としての「サトビト」は、第Ⅱ部第一章で指摘した婚姻承認権をもつ「朋類関係」集団としての「ヨチ」によって構成されていたと推察される。関口裕子は、「人言」「人目」を原始的思惟に関わる問題とみて、それらを村落（本論でいう「サト」）内婚制に伴う共同体規制とみる伊東すみ子説を批判したが、本章の検討結果から大筋で伊東の見解が正鵠を射ていると考えられる。

ただし伊東説は、国郡を越えて男女が集まる歌垣や、本章で指摘した「隠妻」「避道」の慣行と村落内婚との関係が明らかにされていない点が課題として残されている。本章では、「サト」内婚は日常的な場での恋愛・婚姻の原則であったが、「サト」外婚は排除されているわけではなく、一定の「サト」の婚姻規制のもとで許容されていたとみる。その規制こそが、年数回に限り開催された歌垣という祭事の場における「サト」外の男女の恋愛・婚姻関係の「サトビト」「ヨチ」による承認行事であり、また「隠妻」（「サトビト」の承認を経ていない妻）や「避道」（「サトビト」の「人目」「人言」を避けた「サト」外での恋愛関係の成就）という慣行であった。「サト」内婚の原則が前提に存在しなければ、「サトビト」から「隠」し「避」けるという抑制の実態は明らかにならない。したがって、8世紀の婚姻は、「サト」（村落）内婚を原則として外婚が付随するゆるやかな規制を伴っていたとみるのが実情に即している。婚姻規制の主体としての地域社会の「サトビト」集団の存在は、国司・郡司・里長や「村」の首長を介さない村落の集団的規制が存在していたことを物語るものであり、それは「サト」が「サトビト」相互のヨコの諸関係で構成される実態的な地域社会集団の呼称であった事実を示している。

以上、『万葉集』に見える「サト」の表現の分析から、五十戸・里制の前提として、村落を表す「サト」という実態があったと指摘できる。「サト」が行政里の和訓として選ばれたのは、「村首」という首長の支配秩序の側面から呼称した「村」語に対して、村民（「サトビト」）相互のヨコのつながり（「ツレ」ある関係）という集団的秩序の側面からの呼び名として「サト」語が定着しており、行政制度としての五十戸・里制が「サト」の地域集団を戸として再編成することにより成立したためであったと考えることができる。「サト」の主たる集団的秩序の内実は第Ⅱ部第一章・第二章の「ヨチ」「ドチ」論で述べてきた年齢（世代）秩序であり、また第Ⅰ部で詳論したように編戸はこの年齢（世代）秩序をもとに実施されていたといえるのである。

第四章 「太古の遺法」と「翁さび」—古代老人をめぐる共同体の禁忌と自由—

本章は、地域社会における老人観をてがかりに、古代老人の存在形態の解明を目指したものである。ここでは、老人世代を神聖視する慣習法的言説として「太古の違法」「オキナさび」という史料用語をとりあげ、「サト」＝村落の外部的存在としての「老」という老人観の存在とその意味について考察した。

「太古の違法」は、『日本書紀』（以下『紀』）神代上第七段一書第三のスサノヲ神話の後段に見える、「笠蓑を著て他人の屋内に入ること」を忌み、これを犯した場合には「必ず解除を償す」という「世」に行われているならわしを指す史料用語である。「太古の違法」については、7・8世紀に過去法となっていた国造法・族長法を意味するとみる石母田正説が通説だが、当該段の分析から、それが奈良時代・『紀』編纂時に現実に機能していた地域社会の慣習法であった事実が明らかになる。そして「太古の違法」に登場する蓑・笠は、第一義的には、共同体の外部から訪れる神の旅のいでたちであったと考えられる。それは、災厄・疫病をもたらす疫神＝鬼の姿を意味したが、饗応・祭祀を受けた後は、共同体を守護する国神（在地神）のいでたちの意味に転化した。つまり「蓑・笠を着た者が他人の屋内に入ること」を忌み、それを犯した場合には祓除を科す」という習俗は、疫神を

招魂し饗応する祭祀手続き上の禁忌を具体的に規定したものなのである。すなわち、蓑・笠姿に象徴される疫神は共同体内の特定の「家」および祭祀の「場」にのみ入り饗応を受けるべきとされ、それ以外の共同体成員の「家」や「場」で饗応されることを厳重に忌み、違反した祭祀＝饗応があった時には、共同体に祓除を科す、という規範である。なお蓑・笠姿の疫神・国神は、人面墨書土器に描かれた事例があり、それらは「太古の遺法」に基づく饗応祭祀に用いられた招代であった可能性が高い。

一方、蓑・笠姿は、箕や簸とともに、古代の老人のいでたちでもあったことが『紀』神武天皇即位前紀戊午年九月戊辰条や『住吉大社神代記』などから伺える。また古代老人固有のスタイルを認識する上では、『万葉集』や『伊勢物語』に見える「オキナさび」（オキナらしさ）の用例が手がかりとなる。折口信夫以来の通説では、古代の「オキナさび」は翁舞という神事歌舞における所作・ふるまいの意味で理解されてきたが、それを裏付ける古代史料は存在しない。「さび」は、「ヲトコさび」「ヲトメさび」「オキナさび」のごとく、男性のヲトコ（青壮年）－オキナ（老年）、女性のヲトメ－オウナ（老年）という年齢区分に対応し、それぞれの世代固有の属性を表現する言葉として用いられていた。そして「オキナさび」は、「針袋」「すり袋」（『万葉集』）や「すり狩衣」（『伊勢物語』）等、旅や山野でのいでたちをオキナの属性とする観念を意味した。一方、オウナは、山人の象徴物である箕を装備し、男女の対偶関係の表示を内容とする共同体的な頭髪（放髪－結髪）規制の適用外（放髪の自由）とされていた。これらの点は、オキナ・オウナがともに共同体（「サト」）の外部的存在であったことを示唆している。

また、7・8世紀には「オキナ（オウナ）さび」の旅姿で村里を遍歴しても咎めない、という慣習が存在したと思われる。それは、よそ者＝旅人（役民）の別火を強いる閉鎖的共同体の禁忌（『紀』）と関係している。古代のオキナ・オウナは、「旅」そして「神」に通じるいでたちから、共同体成員の各「家々」から見れば「別火」の存在＝外部かつ神近くある存在と認識されていたことが分かるが、逆に、共同体を代表して外部に接し神を祀る首長層の「家」や共同体祭祀の場においては、同火＝饗応・歓待の対象とみなされた。したがって、老人達の旅姿が旅人一般の禁忌に反して見とがめられないのは、その訪れが、首長の「家」および共同体祭祀の場という、外部＝神の世界に開かれた特定の場所に限定されていたためであろう。

以上の検討から、「太古の遺法」は、オキナ・オウナの「さび」（世代固有の属性）と密接に関わっていたことが理解される。すなわちそれは、神を饗応する場所に関わる禁忌を規定した呪術的規範にとどまらず、神人・異人とみなされたオキナ・オウナを饗応する場所を首長の「家」と共同体祭祀の「場」に限定し、個々の共同体成員の「家」と老人の別火を定めた慣行の違反を戒める世俗的規範として機能したのである。

ところで火が竈・炊飯の火を意味する以上、別火－同火の呪術的な饗応・歓待法は、同時に扶養に関わる実態的な社会構造とも関係していたと考えられる。古代の家族は、流動的な母－子＋夫の小家族が一般的で、三世同居は未だ成立していなかったとされている。こうした家族構造のもとでは、子－孫をもつ老人男女は、オキナ－オウナ夫婦の同居か、オキナ、オウナの独居が増え、二世帯を核とし、しかも離別の容易な小家族的「家」による老人の扶養は、きわめて困難な課題となったはずである。こうした状況を背景に、古代老人は共同体成員の「家」にとって外部的な存在となり、共同体全体およびそれを代表す

る首長層に養われるという構造が成立したのではないだろうか。「太古の遺法」に見る「蓑・笠の禁忌」は、神の饗応・祭祀の習俗であるとともに、オキナ・オウナの社会的実存形態を背景に成立した規範としてもとらえられるのである。

第Ⅲ部 戸の維持機能と土地支配の展開

第一章 「諸国校田」の成立—「二つの班田制」論—

第Ⅲ部は、第Ⅰ部・第Ⅱ部で論じた地域社会（「サト」）の世代階層的構成を分断する戸の創出がいかなる条件のもとで可能になったのかという問題について、班田収授制の施行手続きを手がかりに考察した論考である。班田収授制の施行手続きは8世紀半ばに大きく変容を遂げ、この過程を考察することにより、各段階における律令国家の土地支配の具体的目的と戸籍支配との関係がみえてくる。この課題の究明を通して、「戸政」単位＝戸の創出条件について見通しを示すことを目的とした。

第一章では、これまで班田手続きを示す基本史料と位置づけられてきた田令23班田条と延喜民部省式校田・班田条を検討し、後者が8世紀中葉に遅れて成立した事実とその意味について明らかにした。太政官規制下の「諸国校田」を核とする延喜民部省式班田手続き規定は、「諸国校田」を欠落した大宝令以来の田令班田手続き規定とは、根本的に異質な性格を有していると考えられる。「諸国校田」の内実は、隠没田勘出制と常荒等地別簿制の二つの要素から構成されており、前者は天平宝字四・五年（760・761）の校班田をその史料の初見とする。一方後者は、隠没田勘出制の施行を契機に生まれ、天平神護二・三年（766・767）の校班田時以来国家が掌握した「常荒」的水田（灌漑施設の破壊された荒廢田）を延暦十年（791）に「常荒田」として概念化し、田令28為水侵食条を準用してそれを「成川」と同質の荒廢田とみなすことで、その収公・代替地の班給制度（常荒田収公代給制）として確立したものである。延喜民部省式諸国校田条は、成立時期を異にするこれら二つの制度を単一の式条にまとめ、定着させたものと考えられる。そして、「諸国校田」制の定着した8世紀後半以後の班田制とそれ以前の班田制は、性質と内容を異にする、まさに「二つの班田制」として段階的に区分できるものと推察される。

こうした「諸国校田」制についての認識は、吉田孝の墾田永年私財法以前の班田制を「熟田を集中的固定的に把握する体制」とする理論についても再考を促す。「諸国校田」が大宝田令に欠落し、「成川」を除く口分田のすべての荒廢地（荒廢田＝当初の不堪佃田）が収公されず、ただ「借佃」の方法によってのみ再開発を督促されるということは、田令体系では当初から口分田の荒廢化は折り込み済みで、口分田田主権のもと荒廢田（常荒田）を除外する（つまり熟田を「集中的」に把握する）という法理が存在しなかったことを意味している。こうした特徴は、受田情報を記載していても田の「荒廢・見熟」を知り得ない、初期戸籍や田籍の様式と適合するものといえよう。したがって、あえて吉田の言葉を借りるならば、「熟田を「集中的」に把握する体制」は、むしろそれが「変質」する時期とされる墾田永年私財法以後、「諸国校田」というかたちで8世紀中葉以後に「成立」するといえるのである。

以上の結論から、「諸国校田」制成立以前における、大宝田令制下の初期戸籍・田籍作

成手続きを中心とした班田制の特徴は、次のように整理できよう。第一に、それは既存の登録公田（口分田班給対象地）を生益・死亡・逃亡・隠首による戸口の変動にのみ基づいて収授する制度であり、仮に荒廢田が存在しても三年間の借佃は認めるが田主権自体に変動はないという意味で、吉田孝のいう公田を固定的に把握し口分田を均等に割り付ける屯田制的システムであったと推定される。第二に、新たな貴豪族・有力農民層による新規開墾やそれに伴う耕作地の変動という、現実の土地占有関係の流動化を想定していない制度として構想されている。第三に、中央政府や国司は、初期戸籍・田籍を通して、戸主単位に受田面積（および四至）を把握するのみで、戸口数と受田額との一致のみに関心を示している。以上である。

それでは、これらの特徴は、いかなる歴史的意味を有しているのであろうか。まず第三の特徴は、律令国家が班田制に期待した役割が、なによりも戸単位の受田面積の均等化であり、戸主のもとで口分田を現実には誰が耕作するかという問題については、初期戸籍・田籍ではまったく配慮されていないという事情を物語っている。おそらく首長もしくは戸主（あるいは戸主相互）の取り決めという地域社会の慣行のもとで、現実の口分田耕作者が決定されていたのではないか。そうでなければ、戸口数の変動のみで固定した公田を均等配分するという初期の班田手続きが、現実的な制度として施行されることはなかったであろう。前章までの検討で、世代階層的秩序を有する地域社会（「サト」）をタテ割に分割するかたちで「戸政」単位としての戸が創出された可能性を指摘した。つまり戸は、年長戸主や「妻」「母」「姑」などの年長女性による戸口に対する指導—服従の世代階層的秩序を示している点で地域社会の実態を反映しているが、しかし一方で、均一な規模に分割されている点で、国家による人工的な集団編制の所産ともいえる。初期の班田制は、造籍により成立する戸口構成に対応した面積の公田を口分田として分割・班給することで、戸集団と再生産の場＝耕地（口分田）とのつながりを人工的に作りだした。その意味で、初期の班田制は、口分田を紐帯として、その人工性ゆえに自然状態では維持され得ない戸の構成員相互の集団結合を創出・維持しようとした制度といえるのである。初期の班田制を介した再生産への国家の介入は、戸口数に応じた戸単位の口分田班給面積の規制にとどまるものであり、戸内における個々の口分田占有者・耕作者の決定は地域秩序に基づく慣習—年長者が指揮・監督する世代階層的秩序—にゆだねられていたと推察する。編戸が世代階層秩序を踏まえ国家による完全に人工的な集団編制としては実施されず、また口分田の現実の耕作者が初期戸籍・田籍では明らかにならないのは、律令国家が農業経営にかかわる地域秩序を無視し得ず、そのため口分田耕作者の割り当てという「戸政」内部にまで介入できなかった事情の反映とみれば理解しやすい。

次に、初期の班田制における第一・第二の特徴について問題となるのは、なぜ墾田の増加や口分田の荒廢化という土地耕作状況の変動を制度の前提として想定していないのか、という点であろう。既存の公田を固定化しその収授のみにこだわる制度の背景については、さらなる検討が必要だが、とりあえず班田制が成立した7世紀末／8世紀初頭の環境条件との関係が考えられる。すなわち、第I部第一章で論じたように、当該期は急激な気候寒冷期にあたり、飢饉・災害・疫病が7～8世紀中、最大規模で拡大していた時代であった。こうした条件下では、新規墾田の開発はかなり制約されていたと推定できる。国家は、数少ない既存の耕地（公田）を荒廢から守り、また餓死者を減らしていくために地域社会の

人口に応じて均等に耕地（公田）を分配していく必要に迫られていた。国家の農民支配は、まず農民たちの生存を保証することで成り立つのであり、初期班田制にみる上記二つの特徴は、当該期の気候寒冷化という環境条件を背景にすれば十分に理解できるのである。

第二章 「諸国校田」の展開過程—隠没田勘出制を中心に—

本章は、前章（第Ⅲ部第一章）で提起した「二つの班田制」のうち、8世紀中葉以後に成立し後に『延喜式』に定着した「諸国校田」制の地域社会への実際の施行過程を明らかにし、社会秩序の変容と班田制の制度的転換の関係を考察することを課題とした。

ここでは、前章で提示した延喜民部省式「諸国校田」制の内実を為すと考えられる隠没田勘出制、常荒等地別簿制のふたつの制度のうち、前者の隠没田勘出制に焦点を絞り、その具体的施行例について制度と実態の両面から検討し、延喜民部省式班田手続き規定が当該期の地域社会にとりいかなる意義を有していたのかについて手掛かりを得ることを目的とした。

隠没田勘出制について、班田制に組み込まれた恒常的な制度的システムという視点から、その展開過程が論じられたことはこれまでほとんどなかったといえる。まず隠没田とは、田籍登録地外の不法な墾田経営を意味する「隠」田と、田籍登録地内のそれを意味する「没」田が組み合わさって成立した法的地目であり、その勘出制度は、国司あるいは校田使が班田事前の「諸国校田」時にそれを収公して班田対象地（無主の「公田」）としてプールし、班田時に口分田・乗田などのかたちで国家の用途に即して再配分する、という内容を備えていた。それは、天平宝字三年（759）十二月四日の諸道巡察使による隠没田勘出の全国的施行令に始まり、天平宝字四年正月の「校田」のための諸道巡察使の任命、同年十一月の勘出隠没田の班田方針の決定という一連の政策により成立し、後に延喜民部省式班田手続きとして定着した。

天平宝字年間最初の隠没田勘出制は、天平八（736）年二月二十五日格により打ち出された、本貫を離脱した浮浪人の送送及び当処編附の停止と別簿（浮浪人帳）把握の開始という人身支配政策と深く関わりをもつ。天平宝字四年十一月制では、勘出隠没田は、編戸民の不足口分田に充当された後、別簿（浮浪人帳）で把握された無貫の浮浪人のうち調庸全輪の正丁の口分田として充当され、勘出田が少ない場合は乗田として賃租に出されることとなった。これは、天平八年以来、編戸民や口分田を班給されない別簿把握の浮浪人が、国家の期待に反して本貫編附の方向に向かわず、官大寺・貴族等中央支配層の荘田経営及び在地の有力個別経営による墾田経営のなかに「人夫」（開発・経営労働力）などのかたちで入り込み、戸籍・別簿（浮浪人帳）支配から離脱し始めたことへの政策的対応とみられる。当時、浮浪人を招き入れる荘田・墾田経営は、既存田籍登録地の内部・外部双方で、公験（開墾許可）を得た合法的墾田あるいは公験を得ない不法な墾田として他方面的に展開していた。そこで天平宝字年間、国家は、公験の有無にかかわらず墾田法に基づく「隠」・「没」田の勘出基準に依拠して収公を目的とした土地の全般的調査（「諸国校田」）を実施し、それによりプールされた無主の班給対象地（公田）を、荘田・墾田経営に圧迫されて蚕食されていた編戸民の口分田、また墾田・荘田経営に入り込み別簿（浮浪人帳）からも離脱し始めていた調庸全輪の浮浪人の口分田として充当する制度を生み出したのであ

る。

上記の基本的政策目的を実現するため、隠没田勘出制の施行は、具体的には次の手順に基づき行われた。はじめに、不法墾田を勘出・収公する法的基準の設定が行われた。まず「隠」＝田籍登録地外における不法墾田の勘出基準は、天平十五年（743）の墾田永年私財法により定式化した公験判給制及び三年不耕原則（「加功主義」）の法理により摘発の法的根拠がすでに整備されていたので、それに依拠することが可能となった。しかし、天平宝字年間に成立した「隠」田勘出制の新しさは、そのこと自体にはなく、公験の有無および「加功主義」に基づく墾田の合法性の審査と収公を、口分田班給対象地の確保を目的として、「諸国校田」時に無制約的にあらゆる田地に対して行う制度的プロセスが組み込まれたという点にこそあったといえる。その結果、特に国司の手の及びにくい荘田占定地内に隠された百姓開墾田を勘出し、口分田班給対象地を墾田・荘田占定地内にまで拡大する法的根拠を獲得することが可能になったのである。

一方、「没」＝田籍登録地内の不法墾田勘出の法的基準は、旧田籍・旧田図に登録された口分田・乗田の登記に求められることになった。「諸国校田」時に、旧田籍・旧田図の登記内容を根拠に班給対象地の確保を目的として「没」田勘出を行った初見例は、天平宝字二年の伊賀国の事例であり、それ以前にそうしたケースは認められない。「諸国校田」における「没」田勘出制は、道鏡政権下の天平神護・神護景雲年間（765～770）の強行的な寺領保護政策によりいったん頓挫したが、その後、延暦十年（791）に至り四証図籍による公田回復制度として復活・整備され、9世紀まで継続することになった。

かくして天平宝字年間の班田において、既存の合法・非合法の荘田・墾田を、「加功主義」（「隠」田勘出基準）及び田籍田図登記（「没」田勘出基準）という田主権認定根拠に照らして「諸国校田」時に一律に審査を加え、勘出基準に適合しない墾田を隠没田という範疇でくくり、それを収公する制度が始めて施行されたのである。これは、編戸民を圧迫し別簿把握浮浪人を取り込む荘田・墾田経営を打破し、国家未掌握の民が依拠する経営が存立する基盤を奪い去ることをひとつの目的としていたと考えられる。また、勘出・収公された不法墾田（隠没田）自体を編戸民と別簿把握調庸全輪浮浪人に班給することとして、荘田・墾田経営内に入りこみ国家未掌握の民となりつつあった彼らを、ふたたび戸籍・別簿（浮浪人帳）で登録・把握する体制の再構築が目指されたのである。したがって、こうした目的と内容をもつ隠没田勘出制とは、荘田・墾田の収公に基づく口分田の確保と再班給により、編戸民・別簿把握調庸全輪浮浪人双方の土地緊縛を、天平八年格の理念に基づき実現することを意図したもの、と位置づけることができるのではなかろうか。

天平宝字年間に成立した隠没田勘出制は、道鏡政権下に挫折した後、復活を遂げ、各時期の政策課題に対応して修正を加えられつつも、班田制の基本的システムとして定着していった。延暦四・五年（785・786）の校班田では、延暦四年格により、無貫の浮浪人の戸籍への当処編附方針を打ち出した宝亀十一年（780）格を改定して天平八年格の別簿（浮浪人帳）把握方式に戻し、他者によって用益されていた逃亡人の口分田を隠没田として勘出・収公する、という隠没田勘出制の施行細則が新たに定められた。天平宝字年間のそれと比較すると、不法に用益された逃亡人の口分田（隠没田）の勘出・収公は同様の内容をもつが、延暦四年段階では、収公された隠没田の用途として、もはや全輪正丁（浮浪人帳で把握された調庸全輪の正丁）への口分田班給は想定されなくなった。このことは、国家が

編戸民・別簿把握調庸全輸浮浪人の土地緊縛を目指した天平宝字年間の方針を放棄し、延暦年間においては、浮浪人の各所移動を承認し移動先での把握を前提にした上で、それに起因して激増する逃亡地の不法用益墾田を隠没田として回収するという、新政策を打ち出したことを意味している。また、大同二年（807）格から、隠没田を口分田班給の前に国司・嶋司公廩田や郡司職田として優先的に賜与することを規定した「諸国例」が同格以前から採用されていたことが確かめられるが、このことは延暦～大同年間（782～810）において、隠没田勘出制が、土地緊縛のための口分田班給対象地の確保という従来の目的よりも、国司が「国例」により公廩田・職田に充当するなど自由に配分・用益する方針を決定できる無主の「公田」を確保するという、新たな目的が重視されるようになったものと考えることができよう。

しかし、浮浪の激増と逃亡人の口分田に対する不法用益（隠没）という地域社会で進行する社会的動向は、こうした政策によっても押しとどめることはできず、遂に畿内においては、承和～貞観年間（834～877）にかけて、偽籍・逃亡により地域社会に大量に発生する絶戸田の問題として律令支配層に認識されるに至る。その深刻さから、承和十一年（844）格・貞観十七年（875）格により絶戸田用益の自主的申告を促す賞罰規定が定められるが、特に後者は、申告者に対する次回班田実施までの絶戸田の耕食認可と三箇年間の地子半分の免除を規定した点で画期的法令となった。この格により、隠没田勘出制は完全に変質を遂げたということができる。なぜならば、班田が定期的に実施されない当該段階においては、申告者に次回班田まで絶戸田（隠没田）の用益・占有を認める、ということは、国家がそれを申告者（事実上の土地用益者）の私財田（但し輸地子田）として半ば公認したことを意味し、したがって、国家が「諸国校田」時に隠没田を勘出・収公し再配分するという制度的システム（隠没田勘出制）そのものが、少なくとも畿内諸国においては機能しなくなったと考えられるからである。

以上、隠没田勘出制は、官大寺・貴族ら中央支配層による荘田、及び地域社会の有力個別経営による墾田経営の拡大と、そのなかに入りこみ籍帳支配から離脱する編戸民・浮浪人の出現により失われていく公地を、全般的土地調査に基づく前者（荘田・墾田）の勘出・収公により確保するシステムとして成立し、かくして確保された班田対象地（無主の「公田」）を国家が再班給・再配分する制度であった、と位置づけることができる。

ところで8世紀中葉から9世紀中葉という時代は、環境史的に言えば急激な温暖化を背景に貴豪族層・有力農民層による墾田開発が著しく進行した時代である。すでにみてきたように、初期戸籍・田籍支配による8世紀前半期の班田制は、世代階層制に根ざした住民移動の乏しい地域社会を前提として施行された、戸の集団構成を維持・再生産するシステムであった。気候温暖化にともなう開発条件が整うことで、8世紀中葉以後、荘田・墾田が一気に拡大し、それにより戸籍離脱と浮浪人の移動が激化したため、旧来の世代階層的な地域社会は崩壊に向かい、有力百姓層（富豪農民層）の「家」を核とした新たな共同体が墾田を中心に形成されていったのである。律令国家は、こうした状況に起因する口分田の不足と課役民の減少に対応するため、地域社会（「サト」）の世代階層秩序にもとづく戸籍編制を通して実現していた土地支配方式（初期の班田制）を抜本的に改め、戸籍を通してではなく、国家が直接、口分田・荘田・墾田の区別を問わず全耕作地とその占有者を田図によって把握する体制を打ち立て、住民の移動に関わりなく公田を確保・再配分する隠

没田勘出制—「諸国校田」制という新たな支配システムを構築したといえるのである。

第三章 東大寺領越前国足羽郡糞置村開田地図の再検討—八世紀後半における地域開発と国家的土地支配—

本章は、前章（第Ⅲ部第二章）に引き続き、延喜民部省式「諸国校田」制の施行状況について、「正倉院文書」に収める開田図（越前国足羽郡糞置村開田地図）を通して探り、班田制の変質と地域社会構造の変容過程を論じた。

正倉院には、8世紀後半、東大寺領越前国足羽郡糞置村の状況を記録した二枚の荘図が伝存する。二枚とも麻布上に墨書したもので、一枚が天平宝字三年（759）十二月三日（以下A図）、一枚が天平神護二年（766）十月二十一日（以下B図）の異なる日付を有している。これら二枚の荘図については、天平神護二年十月二十一日越前国司解などの関連史料の存在もあいまって、「同一の荘の開墾状態その他の時間的推移を荘図から知りうる唯一の事例」（柴原永遠男）として注目され、多くの研究が蓄積されてきたが、とりわけ金田章裕、村岡薫の業績が特筆される成果となっている。しかし両者の学説は、AB二枚の荘図の比較と故地との対照という同一の作業を試みながら、その結論のみならず、問題意識の所在、分析方法において際だった対照をなしている。したがって、糞置荘図研究を進展させていくためには、これら両者の学説の相違についての実証的批判が必要不可欠の作業となる。

そこで本章では、特に金田・村岡両氏による糞置荘研究の成果を荘図の記述内容に即して厳密に検証し、条里プランと開発の推移の検討の中から、糞置荘図から理解される8世紀後半における地域社会の開発と土地支配について、一つの試論を提示した。またそれとともに、本論文第Ⅲ部第一章・第二章で明らかにした「諸国校田」制（常荒等地別簿制＋隠没田勘出制）により、荘図の記載内容を分析するという新たな取り組みを試みた。A・B荘図の比較検討から明らかになった論点を整理すると、下記のとおりである。

まず東大寺と百姓等の在地勢力は、糞置荘の現地において、A図作成以前の段階から用水秩序をめぐる競合関係にあったことが荘図の比較から理解される。百姓等は、山麓部の谷川・湧水といった自然用水（公水）に依存して開発を進めたが、東大寺の開発は、造東大寺司・国司の協力の下で進められる国家的開発として、自然用水（公水）に依存するほかに大規模な灌漑施設の造営（加功）によっても開発を展開した。その最も象徴的な出来事は、A図に描かれた大谷地区に見られる谷川水路（平行墨線）の造設である。谷川水路に象徴される新たな東大寺の統一的な用水系・耕地編成は、足羽郡主要部の郡統合条里を延長した条里プランへの編入と関わっており、その開発状況の把握を目的として、A図が天平宝字三年に作成されたと考えられるのである。A図では、向山北方、及び大谷地区において延長条里プランによる土地編成が確認できるが、一方、動谷地区では、地割がすでに存在していた山麓部の百姓開墾地に規定されていたため斜向条里とならざるを得ず、このため、大谷地区と動谷地区の二つの主軸を異にする条里プランを、表現上の調整・操作により、延長条里プランに統合するという変則的な形をとらざるを得なくなった。

また、こうした東大寺の開発・土地編成は、在地の百姓等の用水秩序を全く無視した形で進められたため、天平宝字四・五年の校班田時に百姓等との軋轢を引き起こすことにな

った。そのため天平宝字四・五年の校班田で、国司は、土地法（墾田法）に依拠して、東大寺と対抗し用水の妨停によりその荒廃化（「堀塞寺溝堰」）を伴いつつ成長してきた百姓開墾地を収公し、新たに口分田として班給することで、それらの国家的土地支配への組み込みを図った。したがって、この段階において国司は、山麓部に展開した百姓開墾地の地割形態を組み込む形で、大谷・動谷地区すべてをB図の斜向条里プランに変更したのである。しかしその後、道鏡政権下の寺領保護政策を背景に、天平神護二・三年の校班田にあわせて、天平宝字四・五年時の百姓口分田・百姓墾田が強制的に寺田化され、その結果がB図に登記されることになったと考えられる。

なお、足羽郡の沖積平野部には、大規模な郡単位の正方位条里地割が施工されている。つまり、沖積平野部の水田は、郡の権力によって統一的に掌握されており、足羽郡ではこれが条里プラン施工とそれに基づく班田制・墾田制支配の基礎となっていることがわかる。しかし、糞置荘域の山麓部に展開した百姓開墾地は、天平宝字三年（A図作成段階）時には、ほとんど国家未掌握の下で展開しており、またそれ故にA図において東大寺の主導での用水系・土地編成が、国家に承認されたものと推測される。かかる百姓開墾地は、いわば自然用水（公水）を利用した隠田としての谷田開発（農民的個別経営）と考えられ、東大寺と国司が当地域に足羽郡延長条里プランを施工しようと意図したのも、かかる国家未掌握の農民的個別経営を郡の統一的権力を利用して支配下に編入しようとしたものと推測できよう。しかし、これら農民層の谷田開発は、郡統合条里成立以後の後次的なものであるために、統合条里への編入は、一部、現実の地割に規定された斜向条里プランとして変則的に行なわざるを得なかったのである。

以上、糞置荘図の内容・形式を根本的に規定したのは、東大寺と国司あるいは中央政府との間の対立・矛盾ではなく、むしろ、東大寺・国司・中央政府が共に支配の上で立脚した土地法（墾田法）と足羽郡統合条里プランの規制から離脱し、個別経営としての自立を目指す、農民的開発の動向にあったといえるのである。

[初出論文]

序章 「古代村落史研究の方法的課題—70年代より今日に至る研究動向の整理から—」（『歴史評論』538、校倉書房、1995年）に補訂・改稿

第Ⅰ部

第一章 「古代戸籍にみる人口変動と災害・飢饉・疫病—八世紀初頭のクライシス」（三宅和朗編『環境の日本史2 古代の暮らしと祈り』吉川弘文館、2013年）に補訂・改稿

第二章 新稿

第三章 新稿

補論 「大嶋郷の人々—個人別データベースの分析による地域秩序の再検討」（葛飾区郷土と天文の博物館編『東京低地と古代大嶋郷—古代戸籍・考古学の成果から—』名著出版、2012年）3章1節に補訂・改稿

第Ⅱ部

第一章 「「ヨチ」について—日本古代の年齢集団—」（『古代史研究』13、立教大学古代史研究会、1995年）、「日本古代における在地社会の「集団」と秩

- 序 『歴史学研究』 677 (青木書店、1995 年) に補訂・改稿
- 第二章 「日本古代の友について」 (野田嶺志編『村のなかの古代史』岩田書院、2000 年) に補訂・改稿
- 第三章 「古代の「サト」—『万葉集』を中心として—」 (『史苑』 159、立教大学史学会、1997 年) に補訂・改稿
- 第四章 「「太古の遺法」と「翁さび」—古代老人をめぐる共同体の禁忌と自由—」 (『国立ハンセン病資料館研究紀要』創刊号、国立ハンセン病資料館、2010 年) に補訂・改稿

第Ⅲ部

- 第一章 「「諸国校田」の成立—延喜民部省式班田手続き規定の歴史的意義」 (『史苑』 177、立教大学史学会、2006 年) に補訂
- 第二章 「「諸国校田」の展開過程—隠没田勘出制を中心に—」 (野田嶺志編『地域のなかの古代史』岩田書院、2008 年) に補訂
- 第三章 「東大寺領越前国足羽郡糞置村開田地図の再検討—八世紀における開発と国家的土地支配—」 (奥野中彦編『荘園絵図研究の視座』東京堂出版、2000 年) に補訂

[付記]

本論文の序章・第Ⅰ部・第Ⅱ部は、単著『日本古代の年齢集団と地域社会』(吉川弘文館、2015 年) として上梓した。